

海岸漂着物地域対策推進事業について

環境整備課

1 事業の目的

海岸における良好な景観及び環境を保全するため、地球温暖化防止等臨時対策基金を活用し、県内の海岸部における漂着物の回収・処理を行う。

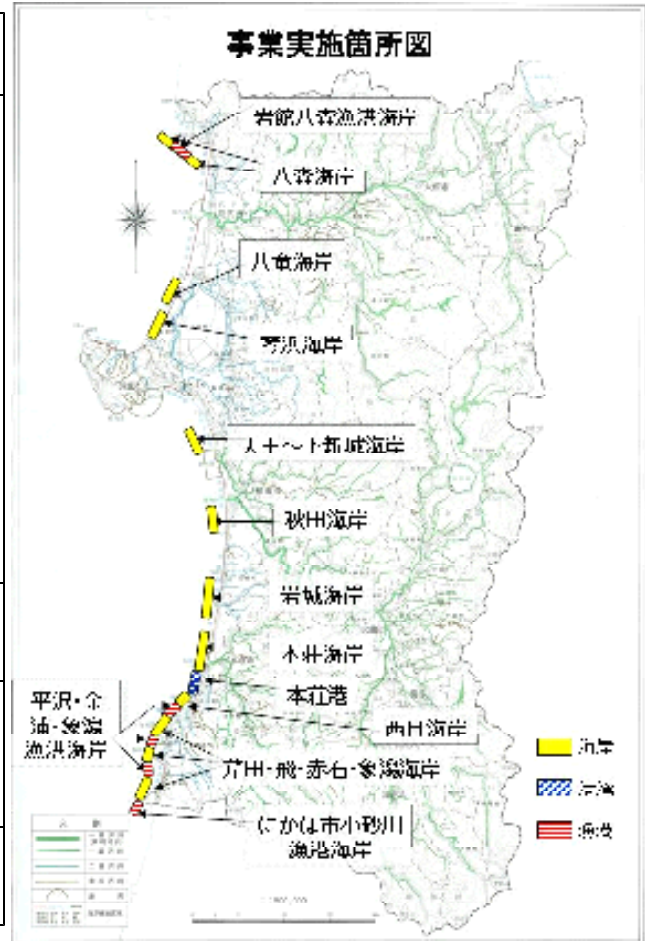
2 事業の概要

(1) 平成23年3月に策定した「秋田県海岸漂着物対策推進地域計画」に基づく重点区域（海岸漂着物により海岸における良好な景観維持及び環境の保全上、対策が必要な地域）において、海岸や港湾等の管理者が海岸漂着物の回収・処理を行う。

(2) 実施箇所

区 域 名		実施主体
海岸区域	1 八森海岸	県（海岸管理者）
	2 八竜海岸	
	3 琴浜海岸	
	4 天王～下新城海岸	
	5 秋田海岸	
	6 岩城海岸	
	7 本荘海岸	
	8 西目海岸	
	9 芹田・飛・赤石・象潟海岸	
港湾区域	10 本荘港	県（港湾管理者）
漁港区域	11 岩館・八森漁港海岸	県（漁港管理者）
	12 平沢・金浦・象潟漁港海岸	
	13 にかほ市小砂川漁港海岸	にかほ市

(総延長 約102 km)



3 予算額

5,830千円